

令和4年12月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和4年度12月補正予算等関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年12月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	3	
	2 給与費明細書	財政課	8	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		12
		財政課		13
		人事企画課		14
		デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課		15
4 歳入歳出事項別明細書		16		
5 節の明細		18		
6 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	19		
第2号	令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)	(総括表)	21	
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書		22	
	2 補正予算説明資料	総合事務センター 庶務集中課	23	
	3 歳入歳出事項別明細書		24	

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第10号	鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例	税務課	26
第18号	当せん金付証票の発売について	財政課	33
第22号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事企画課	34

議案第1号

令和4年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 地方交付税	144,771,523	4,000,000	148,771,523
7 分担金及び負担金	636,937	144,115	781,052
9 国庫支出金	91,487,521	22,518,870	114,006,391
13 繰越金	3,936,025	1,582,306	5,518,331
14 諸収入	8,517,437	157,450	8,674,887
15 県債	29,725,000	9,496,000	39,221,000
歳入合計	394,777,376	37,898,741	432,676,117

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	34,203,304	2,303,722	36,507,026	728,202			1,575,520
3 民生費	53,217,105	1,775,755	54,992,860	1,636,473	50,000		89,282
4 衛生費	40,441,002	6,191,926	46,632,928	5,728,109	240,000		223,817
5 労働費	2,380,418	106,574	2,486,992				106,574
6 農林水産業費	25,850,372	5,426,140	31,276,512	3,874,424	739,000	256,273	556,443
7 商工費	25,955,262	4,536,410	30,491,672	2,000,000			2,536,410
8 土木費	50,059,579	16,885,171	66,944,750	8,411,863	7,968,000	45,292	460,016
10 教育費	63,250,202	673,043	63,923,245	139,799	499,000		34,244
歳出合計	394,777,376	37,898,741	432,676,117	22,518,870	9,496,000	301,565	5,582,306

歳 入

5款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 地方交付税	144,771,523	4,000,000	148,771,523	1 普通交付税	4,000,000	
計	144,771,523	4,000,000	148,771,523			

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
1 農林水産業費分担金	44,947	28,141	73,088	1 農地費分担金	28,141	土地改良費分担金 26,541 農地防災事業費分担金 1,600
計	44,947	28,141	73,088			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
4 農林水産業費負担金	329,148	70,682	399,830	1 農地費負担金	68,432	土地改良費負担金 21,232 農地防災事業費負担金 47,200
				2 林業費負担金	2,250	林道費負担金
5 土木費負担金	242,361	45,292	287,653	2 道路橋りょう費負担金	1,950	道路橋りょう新設改良費負担金
				3 河川海岸費負担金	20,711	河川改良費負担金 6,656 砂防費負担金 14,055
				4 都市計画費負担金	22,631	街路事業費負担金
計	591,990	115,974	707,964			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 衛生費国庫負担金	3,272,837	78,693	3,351,530	1 公衆衛生費負担金	78,693	精神衛生費負担金
計	16,640,505	78,693	16,719,198			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区 分	金 額 千円	
2 総務費国庫補助金	4,503,390	728,202	5,231,592	1 総務管理費補助金	501,513	一般管理費補助金 500,000 私立学校振興費補助金 1,513
				2 企画費補助金	6,264	企画総務費補助金
				4 防災費補助金	220,425	防災総務費補助金
3 民生費国庫補助金	4,010,275	1,636,473	5,646,748	1 社会福祉費補助金	1,539,033	社会福祉総務費補助金 1,421,471 障がい者自立支援事業費補助金 117,562
				2 児童福祉費補助金	97,440	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	22,983,839	5,649,416	28,633,255	1 公衆衛生費補助金	5,422,227	予防費補助金 4,968,000 母子衛生費補助金 449,688 健康県づくり推進費補助金 4,539

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
				2 環境衛生費補助金	227,189	環境保全費補助金
6 農林水産業費 国庫補助金	9,945,129	3,874,424	13,819,553	1 農業費補助金	508,800	農業総務費補助金 60,000 農作物対策費補助金 448,800
				2 畜産業費補助金	470,000	畜産振興費補助金
				3 農地費補助金	760,959	農地総務費補助金 106,173 土地改良費補助金 168,713 農地調整費補助金 50,000 農地防災事業費補助金 436,073
				4 林業費補助金	1,615,150	林業振興費補助金 959,150 造林費補助金 600,000 林道費補助金 15,000 治山費補助金 41,000
				5 水産業費補助金	519,515	水産業振興費補助金 189,195 漁港建設費補助金 330,320
7 商工費国庫補助金	11,182,573	2,000,000	13,182,573	3 観光費補助金	2,000,000	観光費補助金
8 土木費国庫補助金	15,336,638	8,411,863	23,748,501	2 道路橋りょう費補助金	5,568,288	道路橋りょう維持費補助金 2,322,359 道路橋りょう新設改良費補助金 3,245,929
				3 河川海岸費補助金	2,445,282	河川総務費補助金 376,875 河川改良費補助金 956,380 砂防費補助金 1,017,027 海岸保全費補助金 95,000
				4 港湾費補助金	153,879	港湾建設費補助金 148,000 空港費補助金 5,879
				5 都市計画費補助金	244,414	街路事業費補助金 189,414 公園費補助金 55,000
10 教育費国庫補助金	1,087,644	139,799	1,227,443	1 教育総務費補助金	115,670	教育財産管理費補助金
				7 保健体育費補助金	24,129	保健体育総務費補助金
計	73,578,129	22,440,177	96,018,306			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	3,936,025	1,582,306	5,518,331	1 前年度繰越金	1,582,306	
計	3,936,025	1,582,306	5,518,331			

14款 諸 収 入

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
7 雑 入	4,378,782	157,450	4,536,232	1 雑 入	157,450	
計	4,735,512	157,450	4,892,962			

15款 県 債

1項 県 債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
2 民 生 債	171,000	50,000	221,000	80 社 会 福 祉 債	50,000	障がい者自立支援事業費 充当
3 衛 生 債	621,000	240,000	861,000	2 環 境 衛 生 債	240,000	環境保全費充当
5 農 林 水 産 業 債	2,167,000	739,000	2,906,000	2 農 地 債	238,000	土地改良費充当 68,000 農地防災事業費充当 170,000
				3 林 業 債	309,000	造林費充当 253,000 林道費充当 12,000 治山費充当 44,000
				4 水 産 業 債	192,000	漁港建設費充当 182,000 栽培漁業センター費充当 10,000
7 普 通 土 木 債	15,655,000	6,396,000	22,051,000	1 道 路 橋 り ょ う 債	3,585,000	道路橋りょう維持費充当 1,233,000 道路橋りょう新設改良費充当 2,352,000
				2 河 川 海 岸 債	2,399,000	河川総務費充当 413,000 河川改良費充当 1,035,000 砂防費充当 846,000 海岸保全費充当 105,000
				3 港 湾 債	232,000	港湾建設費充当
				4 都 市 計 画 債	180,000	街路事業費充当 125,000 公園費充当 55,000
9 教 育 債	769,000	499,000	1,268,000	1 教 育 総 務 債	434,000	教育連絡調整費充当 36,000 教育財産管理費充当 398,000
				2 社 会 教 育 債	65,000	生涯学習センター費充当
11 直 轄 事 業 債	2,624,000	1,572,000	4,196,000	1 直 轄 道 路 事 業 債	1,172,000	直轄道路事業費充当
				2 直 轄 河 川 海 岸 事 業 債	304,000	直轄河川事業費充当 207,000 直轄海岸保全事業費充当 41,000 直轄砂防事業費充当 56,000
				3 直 轄 港 湾 事 業 債	96,000	直轄港湾事業費充当
計	29,725,000	9,496,000	39,221,000			

[参考]

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況

○令和4年度一般会計補正予算（第6号）	500,000 千円
・新型コロナ・物価高騰及び生活者支援等緊急対応調整費	500,000 千円

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	3		32,952	11,309 2.84		40	44,301	7,447	51,748	
	議員	35	330,012		107,268 2.84			437,280		437,280	
	その他の特別職	4,984	599,816	6,636	2,279 2.84		20	608,751	2,754	611,505	
	計	5,022	929,828	39,588	120,856		60	1,090,332	10,201	1,100,533	
補正前	長等	3		32,892	10,692 2.69		40	43,624	7,447	51,071	
	議員	35	330,012		107,268 2.69			437,280		437,280	
	その他の特別職	4,888	568,730	6,624	2,154 2.69		20	577,528	2,754	580,282	
	計	4,926	898,742	39,516	120,114		60	1,058,432	10,201	1,068,633	
比較	長等			60	617 0.15			677		677	
	議員				0.15						
	その他の特別職	96	31,086	12	125 0.15			31,223		31,223	
	計	96	31,086	72	742			31,900		31,900	

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)		給 与 費								共済費 (千円)		合計 (千円)		備考	
			報酬 (千円)		給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)							
補正後	[218]	10,537	3,819,883		43,425,011		32,227,474		79,472,368		14,623,776		94,096,144			
補正前	[218]	10,537	3,819,883		43,339,011		31,564,474		78,723,368		14,487,776		93,211,144			
比較		()			86,000		663,000		749,000		136,000		885,000			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)		
	補正後	1,238,251	62,372	1,961,990	10,006,227	6,525,309	866,604	652,687	137,255	435,876	697,290	306,979	10,376	175,944		
	補正前	1,169,251	62,372	1,961,990	10,006,227	5,931,309	866,604	652,687	137,255	435,876	697,290	306,979	10,376	175,944		
	比較	69,000				594,000										
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)								
	補正後	97,289	8,848	656	867	364,542	57,696	8,620,416								
	補正前	97,289	8,848	656	867	364,542	57,696	8,620,416								
	比較															

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共済費 (千円)	合計 (千円)		備考		
			給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)							
補正後	[218]	10,537 ⁽⁰⁾	43,425,011		31,629,946		75,054,957		13,983,367	89,038,324				
補正前	[218]	10,537 ⁽⁰⁾	43,339,011		30,966,946		74,305,957		13,847,367	88,153,324				
比較			86,000		663,000		749,000		136,000	885,000				
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	補正後	1,238,251	62,372	1,961,990	9,408,699	6,525,309	866,604	652,687	137,255	435,876	697,290	306,979		
	補正前	1,169,251	62,372	1,961,990	9,408,699	5,931,309	866,604	652,687	137,255	435,876	697,290	306,979		
	比較	69,000				594,000								
	区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補正後	10,376	175,944	97,289	8,848	656	867	364,542	57,696	8,620,416				
	補正前	10,376	175,944	97,289	8,848	656	867	364,542	57,696	8,620,416				
	比較													

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	2,429	3,819,883			597,528	4,417,411	640,409	5,057,820	
補正前	2,429	3,819,883			597,528	4,417,411	640,409	5,057,820	
比較									

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	86,000	1 制度改正に伴う増加分	86,000 (1) 給与改定に伴う増分	給与改定の状況(令和4年4月以降適用) 給料月額を0.2%引上げ
職 員 手 当	663,000	1 制度改正に伴う増加分	663,000 (1) 扶養手当 (2) 勤勉手当	69,000 子に係る手当額の引上げ(9,200円/月→10,000円/月) 594,000 勤勉手当0.15月分引上げ

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
財政課	52,588,129	1,000,000	53,588,129	500,000			500,000	
人事企画課	2,817,028	886,000	3,703,028				886,000	
デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課	145,811	150,000	295,811				150,000	
合計	89,836,592	2,036,000	91,872,592	500,000			1,536,000	
<p><説明></p> <p>【財政課】 ・新型コロナ・物価高騰及び生活者支援等緊急対応調整費(1,000,000千円)</p> <p>【人事企画課】 ・(新)職員人件費(886,000千円)</p> <p>【行財政改革推進課】 ・(新)指定管理施設光熱費高騰対策事業(150,000千円)</p>								

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 目 一般管理費

財政課（内線：7046）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナ・物価高騰及び生活者支援等緊急対応調整費	1,500,000	1,000,000	2,500,000	500,000			500,000	
トータルコスト	1,500,789	1,000,789	2,501,578	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	新型コロナ・物価高騰及び生活者支援等緊急対応調整費の執行に係る事務処理				
工程表の政策内容								

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症対策に加え、現下の厳しい経済社会の状況にある生活者・事業者に対し、緊急的に対応が必要になった場合に備え、対策を早急に講じるための枠予算を増額する。

増額する額：1,000,000千円

※現時点の調整費残額（11/17時点）114,200千円

2 事業目標・取組状況・改善点

現状の使途にふさわしい事業名に改称し、年末から年度末に向けて支援の必要な方々に迅速に届くよう機動的に対応する。（現行名称：新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費）

（参考）今年度の調整費執行実績（11/17時点）

内 容	配当額 (千円)
燃油高騰対策（タクシー・トラックのエコタイヤ支援）	5,000
雇用維持教育訓練経費補助金の追加交付	1,500
オミクロン株影響対策緊急応援金の追加交付	300,000
保育施設等への消毒液配布（第7波感染拡大時の追加分）	2,800
生活困窮世帯へのエアコン等光熱費助成の追加支援	10,500
社会福祉施設・医療機関夏休み期間感染予防緊急対策 （県外帰省者等との接触等を避ける自主隔離に係る宿泊費支援等）	66,000
#WeLove山陰キャンペーン等に係る追加支援	500,000
ウェルカニとっとり得々割に係る追加支援	500,000
計	1,385,800

（参考）過年度執行実績

令和2年度：2,436,198千円

令和3年度：3,995,343千円

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

人事企画課（内線：7036）

1 目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 職員人件費	0	886,000	886,000				886,000	

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和4年人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、一般職員等に係る給与費の増額を行う。

2 主な事業内容

● 要求額

（単位：千円）

	区分	事業内容	補正額
1	特別職人件費	知事・副知事等に係る給与費の増額	1,000
2	職員人件費	一般職の給与費の増額	885,000
		計	886,000

● 給与改定の内容

1 一般職の給与の改定

- (1) 給料表を国俸給表に準じて改定する。（行政職で平均0.2%の引き上げ）
- (2) 子に係る扶養手当の月額を引き上げる。（現行9,200円/月 → 改定後10,000円/月）
- (3) 特別給（勤勉手当）の支給割合を年0.15月分引き上げる。（現行 3.95月/年 → 4.10月/年）
- (4) 会計年度任用職員の期末手当について、正職員の特別給の改定率に準じて年0.08月分引き上げる。（現行 1.98月/年 → 2.06月/年）

2 特別職の給与の改定

知事等の特別職の給与を一般職の給与改定に準じて、以下のとおり改定する。

- (1) 給料月額を0.2%引き上げる。
- (2) 期末手当の支給割合を年0.15月分引き上げる。

3 適用日 令和4年4月1日

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

行財政改革推進課（内線：7088）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 指定管理施設光熱費高騰対策事業	0	150,000	150,000				150,000	
トータルコスト	0	150,789	150,789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	指定管理協定書の変更等				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

全国的に電気・ガス代の高騰が続き、県立の指定管理施設においても光熱費の支払額が増加していることから、公の施設の安定運営を実施し、県民福祉の向上を図るため、指定管理施設の指定管理料を増額する。

2 主な事業内容

電気・燃料価格等の高騰に伴い、指定管理施設の光熱費を増額する。

3 事業費

150,000千円

4 増額の考え方

各施設の光熱費に係る前年度決算額をベースに、光熱費高騰に係る伸び率を考慮して算出した額を増額する。

【対象となる主な施設】

- ・文化施設：とりぎん文化会館（県民文化会館）、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター 等
- ・体育施設：鳥取産業体育館・鳥取屋内プール、東山水泳場 等
- ・都市公園：ヤマタスポーツパーク（布勢総合運動公園）、東郷湖羽合臨海公園 等
- ・観光施設：とっとり花回廊、燕趙園、鳥取二十世紀梨記念館、チュウブ鳥取砂丘こどもの国 等
- ・その他施設：みなとさかい交流館、県民ふれあい会館（生涯学習センター） 等

令和4年度 12月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	635,802	186	635,988	223,008	186	223,194	179,638	186	179,824	
2 給 料	3,078,577	86,072	3,164,649	1,343,863	86,072	1,429,935	964,063	86,072	1,050,135	
3 職員手当等	4,983,179	663,742	5,646,921	4,046,166	663,742	4,709,908	3,852,031	663,742	4,515,773	
4 共 済 費	1,135,591	136,000	1,271,591	488,856	136,000	624,856	353,384	136,000	489,384	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500	
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424	5,424		5,424	5,424		5,424	
7 報 償 費	311,446	3,349	314,795	261,120		261,120	143,089		143,089	
8 旅 費	236,104	1,539	237,643	96,528		96,528	88,428		88,428	
費用弁償	39,084		39,084	9,990		9,990	8,236		8,236	
普通旅費	148,299		148,299	83,053		83,053	77,682		77,682	
特別旅費	48,721	1,539	50,260	3,485		3,485	2,510		2,510	
9 交 際 費	2,900		2,900	1,100		1,100	1,100		1,100	
10 需 用 費	571,211		571,211	277,526		277,526	252,110		252,110	
11 役 務 費	637,760	6	637,766	315,828		315,828	102,814		102,814	
12 委 託 料	6,440,549	160,602	6,601,151	2,017,234	150,000	2,167,234	883,089	150,000	1,033,089	
13 使用料及び賃借料	1,106,706	423	1,107,129	926,151		926,151	129,619		129,619	
14 工事請負費	2,839,624	217,038	3,056,662	375,177		375,177	327,408		327,408	
15 原 材 料 費	565		565							
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	82,569		82,569	5,517		5,517	5,481		5,481	
18 負担金、補助及び交付金	10,934,060	1,034,765	11,968,825	2,815,598	1,000,000	3,815,598	1,658,949	1,000,000	2,658,949	
19 扶 助 費	900		900							
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	986,681		986,681	126,506		126,506	126,504		126,504	
25 寄 附 金	30,800		30,800							
26 公 課 費	356		356							
27 繰 出 金	10,000		10,000							
予 備 費										
計	34,203,304	2,303,722	36,507,026	13,357,902	2,036,000	15,393,902	9,105,431	2,036,000	11,141,431	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,190,299	728,202	5,918,501	1,578,881	500,000	2,078,881	1,525,108	500,000	2,025,108
	地方債	2,319,000		2,319,000	188,000		188,000	61,000		61,000
	その他	2,113,754		2,113,754	428,546		428,546	335,165		335,165
	一般財源	24,580,251	1,575,520	26,155,771	11,162,475	1,536,000	12,698,475	7,184,158	1,536,000	8,720,158

令和4年度 12月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費						総務部合計			
	うち総務部									
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後	
	1目 一般管理費			7目 財産管理費						
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	174,212	186	174,398	62		62	226,349	186	226,535	
2 給 料	958,992	86,072	1,045,064				1,378,045	86,072	1,464,117	
3 職員手当等	1,159,567	663,742	1,823,309				4,063,344	663,742	4,727,086	
4 共 済 費	352,398	136,000	488,398				500,716	136,000	636,716	
5 災 害 補 償 費							500		500	
6 恩給及び退職年金							5,424		5,424	
7 報 償 費	181		181	137,316		137,316	268,333		268,333	
8 旅 費	57,674		57,674	2,260		2,260	101,784		101,784	
費用弁償	7,064		7,064	70		70	10,432		10,432	
普通旅費	50,610		50,610	2,050		2,050	84,481		84,481	
特別旅費				140		140	6,871		6,871	
9 交 際 費	1,100		1,100				1,100		1,100	
10 需 用 費	127,870		127,870	107,129		107,129	280,618		280,618	
11 役 務 費	26,007		26,007	26,288		26,288	317,678		317,678	
12 委 託 料	42,233		42,233	566,679	150,000	716,679	2,053,563	150,000	2,203,563	
13 使用料及び賃借料	26,035		26,035	74,747		74,747	928,534		928,534	
14 工 事 請 負 費				327,408		327,408	375,177		375,177	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	4,389		4,389				5,517		5,517	
18 負担金、補助及び交付金	1,550,000	1,000,000	2,550,000	60,418		60,418	17,858,196	1,000,000	18,858,196	
19 扶 助 費							1,500		1,500	
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金							1,800		1,800	
22 償還金、利子及び割引料							10,712,608		10,712,608	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金							126,506		126,506	
25 寄 附 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金							50,479,300		50,479,300	
予 備 費							150,000		150,000	
計	4,480,658	1,886,000	6,366,658	1,302,307	150,000	1,452,307	89,836,592	2,036,000	91,872,592	
財 源	国庫支出金	1,500,000	500,000	2,000,000	7,389		7,389	1,723,168	500,000	2,223,168
	地方債				61,000		61,000	188,000		188,000
	その他	51,259		51,259	119,783		119,783	6,159,002		6,159,002
	一般財源	2,929,399	1,386,000	4,315,399	1,114,135	150,000	1,264,135	81,766,422	1,536,000	83,302,422

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
負担金、補助及び交付金	新型コロナ・物価高騰及び生活者支援等緊急対応調整補助金
	1,000,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
令和4年度 県庁舎管理事業	総務課	千円 255,154		千円	令和5年度から 令和7年度まで	千円 255,154	千円	千円	千円	千円	255,154	清掃、警備、産廃 処理等
令和4年度 県庁舎設備管理事業	総務課	145,838			令和5年度から 令和7年度まで	145,838					145,838	電話、エレベーター、 各種設備機器 保守管理等
令和4年度 県有施設の施設管理マ ネジメント事業	営繕課	137,382			令和5年度から 令和7年度まで	137,382	1,575				135,807	自家用電気工作 物保安全管理業務 等

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一般財源
								国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
令和4年度 集中化業務事務費	庶務集中 課	補 正 前	13,064	0	令和5年度から 令和9年度まで	13,064				13,064		
		補 正	2,750	0	令和5年度から 令和9年度まで	2,750				2,750	債権債務者登録 業務等	
		補 正 後	15,814	0	令和5年度から 令和9年度まで	15,814				15,814		

議案第2号

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算(第1号)説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	繰入金	
総合事務センター 庶務集中課	27,657,724	242,792	27,900,516			242,792		
合 計	27,657,724	242,792	27,900,516			242,792		

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入			千円 27,657,724	千円 242,792	千円 27,900,516		千円	
	1 給与等 振替 収入		27,657,724	242,792	27,900,516			
		1 給与等振替収入	27,657,724	242,792	27,900,516	1 給与等振替収入	242,792	
歳入合計			27,657,724	242,792	27,900,516			

歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
						給与等振替収入	区分	金額	
1 給与費			千円 27,657,724	千円 242,792	千円 27,900,516	千円		千円	
	1 給与費		27,657,724	242,792	27,900,516	242,792			
		1 給与費	27,657,724	242,792	27,900,516	242,792	報酬 給料 手当 共済費	186 22,204 184,591 35,811	
歳出合計			27,657,724	242,792	27,900,516	242,792			

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計補正予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

庶務集中課（内線：7495）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	27,657,724	242,792	27,900,516			〈給与等振替収入〉 242,792		
補正に係る主な業務内容	特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等に係る給与費の支払い							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>令和4年人事委員会勧告を踏まえた給与改定により、一般職員等に係る給与費が増額されたことに伴い、特別会計の増額補正を行う。</p> <p>※特別会計対象職員：特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）等</p>								

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計12月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

款 項 目 節	1款 給与費								
	補正前	補正額	補正後	1項 給与費					
				補正前	補正額	補正後	1目 給与費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,385,133	186	2,385,319	2,385,133	186	2,385,319	2,385,133	186	2,385,319
2 給 料	11,266,404	22,204	11,288,608	11,266,404	22,204	11,288,608	11,266,404	22,204	11,288,608
3 職員手当等	9,693,299	184,591	9,877,890	9,693,299	184,591	9,877,890	9,693,299	184,591	9,877,890
4 共 済 費	4,202,008	35,811	4,237,819	4,202,008	35,811	4,237,819	4,202,008	35,811	4,237,819
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費									
8 旅 費	110,880		110,880	110,880		110,880	110,880		110,880
費用弁償	110,880		110,880	110,880		110,880	110,880		110,880
普通旅費									
特別旅費									
9 交 際 費									
10 需 用 費									
11 役 務 費									
12 委 託 料									
13 使用料及び賃借料									
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費									
18 負担金、補助及び交付金									
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	27,657,724	242,792	27,900,516	27,657,724	242,792	27,900,516	27,657,724	242,792	27,900,516
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	27,657,724	242,792	27,900,516	27,657,724	242,792	27,900,516	27,657,724	242,792
	繰入金								

令和4年度鳥取県給与集中管理特別会計12月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	総 務 部 合 計			
	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	2,385,133	186	2,385,319	
2 給 料	11,266,404	22,204	11,288,608	
3 職員手当等	9,693,299	184,591	9,877,890	
4 共 済 費	4,202,008	35,811	4,237,819	
5 災 害 補 償 費				
6 恩給及び退職年金				
7 報 償 費				
8 旅 費	110,880		110,880	
費用弁償	110,880		110,880	
普通旅費				
特別旅費				
9 交 際 費				
10 需 用 費				
11 役 務 費				
12 委 託 料				
13 使用料及び賃借料				
14 工 事 請 負 費				
15 原 材 料 費				
16 公有財産購入費				
17 備 品 購 入 費				
18 負担金、補助及び交付金				
19 扶 助 費				
20 貸 付 金				
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料				
23 投資及び出資金				
24 積 立 金				
25 寄 付 金				
26 公 課 費				
27 繰 出 金				
予 備 費				
計	27,657,724	242,792	27,900,516	
財 源 内 訳	国庫支出金			
	地 方 債			
	そ の 他	27,657,724	242,792	27,900,516
	繰 入 金			

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象期間を更新する。</p> <p>(2) 令和4年度末で適用期間が終了する森林環境保全税を廃止して、豊かな森づくり協働税を新設し、その適用期間を5年とする。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(豊かな森づくり協働税を新設する理由)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">検討会での議論等を踏まえ、以下の点を考慮し、豊かな森づくり協働税を新設するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の森林には、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少等の今後も取り組んでいかなければならない課題があり、<u>県税により安定した財源を確保していくことが必要。</u> ・森林環境税（国税）とのすみ分けにより整理した、「<u>県民による森づくり</u>」と「<u>豊かな森林の次代への継承</u>」という県税の趣旨を、<u>県民に確実に示していくことが必要。</u> ・<u>県民参加の推進や県民理解を深める活動を展開するべき。</u> ・<u>県税の認知度を高めるとともに、より親しみやすく、県民参加型森づくりをイメージしやすくなるような名称への変更が望ましい。</u> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">⇒県民の参画と協働を一層推し進めた森づくりを行うため、国税とのすみ分けを踏まえ趣旨や用途を整理し名称を新たにした豊かな森づくり協働税を新設することとする。</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">(適用期間を延長する理由)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">産業廃棄物処分場税の目的とする産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生等に関する施策展開は引き続き必要であるため。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県税条例の一部改正</p> <p>ア 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和5年1月1日から令和9年12月31日まで（現行 平成30年1月1日から令和4年12月31日まで）に更新する。</p> <p>イ 森林環境保全税を廃止して豊かな森づくり協働税を新設することとし、当該豊かな森づくり協働税に係る県民税の均等割の税率の特例について定める。</p> <p>ウ 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、令和10年3月31日（現行 令和5年3月31日）までの最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。</p> <p>(2) 鳥取県附属機関条例の一部改正</p> <p>ア 知事の附属機関のうち鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会を廃止する。</p> <p>イ 知事の附属機関として鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会を設置する。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、令和5年4月1日とする2(1)イに関する事項及び2(2)に関する事項並びに規則で定める日とする2(1)ウに関する事項を除き、公布の日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

【参考】

＜個人県民税の寄附金税額控除の対象として今回指定する法人の概要＞

- ・名称 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ
- ・主たる事務所の所在地 八頭郡八頭町才代299
- ・設立年月日 平成25年4月1日
- ・事業内容 動物や自然を媒体とした青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する事業 等

＜豊かな森づくり協働税の概要＞

項目	概要	
課税方式	県民税均等割 超過課税方式	
納税義務者	県民税均等割を納税する個人及び法人	
税率	個人	年間500円
	法人	県民税均等割額の5%相当額 (資本金等の額に応じ、年間1,000円～40,000円)
適用期間	令和5年度から令和9年度まで(5年間)	

＜豊かな森づくり協働税と森林環境税との整理＞

区分	主な役割	主な使途	具体的な施策(案)
豊かな森づくり協働税(県税)	県民による森づくりを支援	県民みんなで協働して森づくりを推進	【里山保全】 ・地域住民やNPO等と事業者が共に行う里山の保全や森林の再生を推進する。 【県民参加の森づくり】 ・県民の森づくりへの参加を促し、森づくりの意義や県税に対する理解と関心を高めるための活動を推進する。 【若年層への普及啓発】 ・子どもの森林環境学習を展開し、森林を守り育てる運動を推進する。
		豊かな森と里山を次代へ継承	【健全な森づくり】 ・人工林間伐や作業道整備等を推進する。 【竹林対策】 ・竹林の放置を解消し、里山の荒廃を防止する。
森林環境税(国税)	市町村による公的な森林整備を推進	・森林の整備(管理放棄された森林の間伐など) ・森林整備を担う人材の育成・確保 ・木材の利用の促進(公共施設の木造化) 等	

＜森林環境保全税の今後のあり方に関する報告書(概要)＞

<ul style="list-style-type: none"> ・本県の森林には引き続き取り組むべき課題があり、県が目指す森林の姿を実現するには、県税を継続し、安定した財源を確保していくことが必要。 ・県民への説明に当たっては森林環境税及び森林環境譲与税と森林環境保全税の各税の意義や使途整理について、都市部に住む方を含め、県民に分かりやすいよう整理し、県民の理解を深める工夫が肝要である。 ・県民参加の推進や県民理解を深める活動を展開するべき。 ・森林環境税(国税)との混同を避け、認知度を高めるとともに、より親しみやすく、県民参加型森づくりをイメージしやすくなるような名称への変更が望ましい。
【課税方式】 県民税均等割超過課税方式 【税率】 個人：年500円、法人：均等割額の5% 【適用期間】 5年間

＜産業廃棄物処分場税の概要＞

目的	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
税率	最終処分場へ搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円
税収	11,092千円(令和3年度収入額)

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税</p> <p>第1款～第6款 略</p> <p><u>第7款 豊かな森づくり協働税(第53条の18—第53条の21)</u></p> <p>第2節～第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 40%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td style="border: 2px solid black;">八頭郡八頭町才代299</td> <td style="border: 2px solid black;">令和5年1月1日から令和9年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで	略			<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税</p> <p>第1款～第6款 略</p> <p><u>第7款 森林環境保全税(第53条の18—第53条の21)</u></p> <p>第2節～第10節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 40%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td style="border: 2px solid black;">八頭郡八頭町才代299</td> <td style="border: 2px solid black;">平成30年1月1日から令和4年12月31日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第7款 森林環境保全税</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(森林環境保全税の趣旨)</u></p> <p><u>第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持</u></p>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から令和4年12月31日まで	略		
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和5年1月1日から令和9年12月31日まで																							
略																									
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から令和4年12月31日まで																							
略																									

統的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

2 森林環境保全税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成20年度から令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

(森林環境保全税の用途)

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業

(2) 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸

第7款 豊かな森づくり協働税

(豊かな森づくり協働税の趣旨)

第53条の18 水源かん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収等全ての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の参画と協働の下に、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に資する県民による森づくりのための施策及び鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として豊かな森づくり協働税を課する。

2 豊かな森づくり協働税は、次条の規定により個人の均等割の税率に加算し、及び第53条の20の規定により法人の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 令和5年度から令和9年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

法人の区分	加算額
(1) 第41条の表の(1)の項に掲げる法人	1,000円
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円

(豊かな森づくり協働税の使途)

<p>第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 県民の参画と協働による森づくりを推進するための事業</p> <p>(2) 鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、令和10年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、令和5年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>
---	--

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項	鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項に規定する事項
鳥取県森林環境保		鳥取県森林環境保	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する森林環境保全税の用途に関する事項
全税関連事業評価		委員会	
委員会		鳥取県森林病虫害	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
		等(松くい虫)防	
		除連絡協議会	
鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の用途に関する事項		
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例目次の改正規定及び第2章第1節第7款の改正規定並びに第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条中鳥取県税条例第232条の改正規定は規則

で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人ハーモニックカレッジに対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率の特例及び令和5年3月31日までに開始する各事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる法人にあつては、令和5年3月31日までの期間）に係る法人の均等割の税率の特例については、なお従前の例による。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、令和5年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 (発売議決額 令和3年度：53億円以内、令和4年度：53億円以内)</p>

条例名等

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

令和4年10月17日に行われた鳥取県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」を踏まえ、一般職の職員の給与等の改定を行うとともに、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事等特別職の職員の給与について一般職の職員に準じて改定を行う。

2 概要

(1) 職員の給与に関する条例及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（人事委員会勧告どおりの改定）

ア 給料表を国俸給表に準じて改定し、若年層を中心に給料表の水準を引き上げる。
（行政職で平均0.2%の引き上げ）

イ 子に係る扶養手当の月額を10,000円（国と同額）に引上げる。（現行9,200円）

ウ 一般職の勤勉手当の支給割合を年0.15月分引き上げる。

(ア)令和4年12月期（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R4.6月	R4.12月	R4.6月	R4.12月	
改正案	1.2月	1.2月	0.775月	0.925月	年 4.10月
現行	1.2月	1.2月	0.775月	0.775月	年 3.95月

(イ)令和5年度以降（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R5.6月	R5.12月	R5.6月	R5.12月	
改正案	1.2月	1.2月	0.85月	0.85月	年 4.10月
現行	1.2月	1.2月	0.775月	0.775月	年 3.95月

エ 一般職の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.08月分引き上げる。（年1.98月→2.06月）

オ 令和5年4月1日からの職員の定年年齢の引上げに伴い、高齢層職員の給与に関し以下の措置を講ずる。

(ア) 50歳を超える職員の標準昇給号給数を国に準じた制度に改定する。（50歳超：4号給、55歳超：0号給）

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員などの再任用職員の給料及び期末手当・勤勉手当を定年引上げの対象となる職員と均衡させる。

(2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

- ア 任期付研究員の採用等に関する条例
- イ 任期付職員の採用等に関する条例
- ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(3) 施行期日

ア 施行期日は、公布日とする。

イ (1)ア及びイは、令和4年4月1日から、(1)ウ及びイは令和4年12月1日から、(1)オは令和5年4月1日から適用する。

ウ 所要の経過措置を講じる。

【参 考】

鳥取県知事等の給与に関する有識者会議の概要

（委員全員の意見）一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することが適当である。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>10,000円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)、12月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の39.5(特定幹部職員にあっては、100分の49.5)、12月に支給する場合には100分の44.5(特定幹部職員にあっては、100分の54.5)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき<u>9,200円</u></p> <p>4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の39.5(特定幹部職員にあっては、100分の49.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員及び会計年度任用職員のための住宅及び駐車場の貸付料</p> <p>(2) 職員又は会計年度任用職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員法第52条の規定に基づき職員又は会計年度任用職員によって組織された職員団体の組合費</p> <p>(8) 略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員及び会計年度任用職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1) 県が設置する公舎並びに県から貸与された職員のための住宅及び駐車場の貸付料</p> <p>(2) 職員の勤務に伴う駐車、食事その他の公共施設の恒常的な利用に係る使用料及びその利用に必要な経費</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員法第52条の規定に基づき職員によって組織された職員団体の組合費</p> <p>(8) 略</p>
<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の99を、12月に支給する場合には100分の107を乗じて得た額に</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に100分の99を乗じて得た額に</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>
<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額</p>

<p>に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の99を、12月に支給する場合においては100分の107を乗じて得た額に</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
--	---

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円	円	円	円
職員以	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
外の職	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
員	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600

19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			

63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						

	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000	350,400						
	115		301,300	350,700						
	116		301,700	351,000						
	117		301,900	351,500						
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	
17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	

18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100		
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400		
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700		
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000		

62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	
86	292,200	312,900	339,600	379,900		423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400		423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000		424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600		424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200		424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800		424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400		425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700		425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			

	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300	381,400						
	143		360,800	381,900						
	144		361,300	382,400						
	145		361,600	382,700						
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000	

42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100
45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900	451,400	
79	282,800	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	

86	290,600	377,200	420,700	455,600
87	291,600	378,600	421,900	456,100
88	292,800	379,900	422,900	456,600
89	293,900	381,200	424,000	457,100
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		

	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700				
	139	325,000				
	140	325,300				
	141	325,500				
	142	325,700				
	143	326,000				
	144	326,200				
	145	326,500				
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100

9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	

53	252,400	290,600	370,100	391,400
54	253,800	292,700	371,600	392,700
55	254,800	294,700	373,100	393,800
56	255,800	296,900	374,600	394,900
57	257,000	298,900	376,100	396,300
58	258,000	301,300	377,500	397,500
59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100

97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		

	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	

24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	365,800	410,600	500,100
47	231,500	292,100	368,000	412,200	501,700
48	233,300	293,200	370,600	413,800	503,200
49	234,900	294,400	372,600	415,100	504,900
50	236,700	296,600	373,600	416,500	506,300
51	238,400	298,600	374,500	418,000	507,700
52	240,000	300,800	375,500	419,400	509,200
53	241,300	302,200	376,300	420,800	510,300
54	243,000	304,000	377,800	422,200	511,500
55	244,600	305,800	379,100	423,600	512,700
56	246,100	308,000	380,700	425,000	513,900
57	247,300	309,900	381,600	426,100	514,800
58	248,500	311,900	382,200	427,400	515,800
59	249,400	313,900	383,000	428,800	516,800
60	250,300	316,000	383,800	430,100	517,800
61	251,300	317,600	384,600	430,900	518,900
62	252,200	319,700	385,200	431,800	519,800
63	253,100	321,900	385,900	432,800	520,500
64	254,000	323,800	386,600	433,700	521,200
65	254,900	325,800	387,300	434,600	522,000
66	255,800	328,100	388,000	435,400	
67	256,600	329,600	388,600	436,000	

68	257,200	330,100	389,200	436,800
69	258,000	330,400	389,900	437,200
70	259,300	330,900	390,600	437,800
71	260,600	331,400	391,200	438,300
72	261,800	331,900	391,800	438,800
73	263,100	332,200	392,400	439,300
74	264,500	332,600	393,000	439,900
75	265,700	333,100	393,600	440,400
76	266,700	333,600	394,200	440,900
77	267,700	334,100	394,800	441,400
78	268,800	334,600	395,300	442,000
79	270,000	335,100	395,800	442,500
80	270,900	335,600	396,300	443,000
81	272,100	336,100	397,000	443,500
82	273,300	336,600	397,400	
83	274,500	337,100	397,900	
84	275,500	337,600	398,500	
85	276,600	338,100	399,200	
86	277,600	338,500	399,500	
87	278,700	339,000	400,000	
88	279,700	339,400	400,600	
89	280,500	339,900	401,300	
90	281,700	340,300	401,600	
91	282,700	340,800	402,100	
92	283,900	341,200	402,700	
93	284,800	341,700	403,400	
94	285,800	342,100	403,700	
95	286,800	342,600	403,900	
96	287,800	343,000	404,200	
97	288,100	343,500	404,600	
98	289,000	343,900	404,900	
99	289,700	344,300	405,000	
100	290,600	344,700	405,200	
101	291,500	345,100	405,500	
102	292,200	345,300		
103	292,900	345,500		
104	293,600	345,700		
105	294,300	345,900		
106	294,800	346,100		
107	295,300	346,300		
108	295,800	346,500		
109	296,000	346,700		
110	296,400	346,900		
111	296,700	347,100		

	112	297,000	347,300			
	113	297,300	347,500			
	114	297,600	347,700			
	115	297,900	347,900			
	116	298,200	348,100			
	117	298,500	348,300			
	118	298,900	348,500			
	119	299,200	348,700			
	120	299,600	348,900			
	121	299,900	349,100			
	122	300,100				
	123	300,300				
	124	300,500				
	125	300,600				
	126	300,800				
	127	301,000				
	128	301,200				
	129	301,300				
	130	301,500				
	131	301,700				
	132	301,900				
	133	302,000				
	134	302,200				
	135	302,400				
	136	302,600				
	137	302,700				
	138	302,900				
	139	303,100				
	140	303,300				
	141	303,400				
	142	303,600				
	143	303,800				
	144	304,000				
	145	304,100				
	146	304,300				
	147	304,500				
	148	304,700				
	149	304,800				
	150	305,000				
	151	305,200				
	152	305,400				
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700	

41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	
55	387,000	460,000	511,500	
56	387,900	461,200	512,800	
57	388,600	462,400	513,800	
58	389,500	463,400	514,600	
59	390,300	464,400	515,400	
60	391,100	465,400	516,200	
61	391,600	466,200	517,100	
62	392,100	466,900	517,900	
63	392,500	467,600	518,800	
64	393,000	468,300	519,600	
65	393,300	469,000	520,500	
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000		
83		479,500		
84		480,000		

	85		480,400		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600

36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		

80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400	353,700			
107			331,800	354,100			
108			332,000	354,500			
109			332,200	355,000			
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
114			334,000				
115			334,400				
116			334,800				
117			335,000				
118			335,400				
119			335,800				
120			336,200				
121			336,400				
122			336,800				
123			337,200				

	124			337,600				
	125			337,800				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700

35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		

79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				

	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300	363,100				
	127	297,800	328,700	363,600				
	128	298,200	328,900	364,100				
	129	298,400	329,100	364,400				
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円
1		158,500	233,100	276,200	324,300	358,900

職員	2	159,800	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	161,100	235,900	279,800	328,300	363,200
	4	162,400	237,000	281,600	330,300	365,600
	5	163,500	238,000	282,900	332,500	367,500
	6	165,000	239,600	284,800	334,000	370,500
	7	166,700	241,300	286,600	335,600	373,500
	8	168,300	242,800	288,400	337,000	376,300
	9	169,600	244,300	289,500	338,200	378,900
	10	171,100	245,800	291,900	340,100	381,600
	11	172,700	247,600	294,100	342,100	384,100
	12	174,300	249,200	296,200	344,300	386,300
	13	175,700	250,800	298,400	346,100	389,000
	14	177,400	252,600	300,900	348,300	391,700
	15	179,100	254,400	303,100	350,400	394,500
	16	180,800	256,100	305,400	352,700	397,200
	17	182,400	257,500	307,600	355,000	400,000
	18	184,400	259,400	309,800	357,400	402,000
	19	186,300	261,300	311,900	359,600	404,000
	20	188,200	262,900	313,800	361,900	406,000
	21	189,900	264,400	315,800	364,100	407,500
	22	191,500	265,800	316,700	366,100	409,400
	23	193,300	267,300	317,700	367,700	411,200
	24	195,100	269,000	318,700	369,200	413,200
	25	199,100	270,500	319,700	371,300	414,700
	26	201,300	272,300	320,900	373,700	416,200
	27	203,500	274,000	322,000	376,100	417,900
	28	205,700	275,600	323,400	378,400	419,600
	29	207,800	276,600	324,600	380,400	420,600
	30	209,600	278,400	326,000	382,500	422,200
	31	211,500	279,800	327,500	384,700	423,700
	32	213,400	281,300	329,100	386,800	425,300
	33	215,100	282,600	330,600	388,500	426,800
	34	216,600	283,900	331,900	390,100	428,100
	35	218,100	285,400	333,000	391,700	429,400
	36	219,600	286,700	334,500	393,500	430,600
	37	221,000	287,900	335,900	395,000	431,800
	38	222,300	289,200	337,200	396,400	432,800
	39	223,600	290,200	338,600	397,900	433,800
	40	224,800	291,300	339,800	399,400	434,800
	41	225,600	292,900	340,700	399,900	435,200
	42	226,900	293,900	341,800	401,200	435,800
	43	228,300	295,200	343,000	402,400	436,500
	44	229,600	296,300	344,300	403,800	437,200
	45	230,500	297,500	345,700	405,200	437,800

46	231,800	298,400	347,100	406,600	438,100
47	233,200	299,500	348,500	408,000	438,700
48	234,500	300,400	349,900	409,300	439,200
49	235,800	301,400	350,700	410,600	439,500
50	237,100	302,500	352,100	411,500	440,200
51	238,500	303,200	353,400	412,400	440,900
52	239,900	304,400	354,800	413,300	441,600
53	240,900	305,600	356,100	413,500	442,200
54	242,400	306,400	357,500	413,900	442,900
55	243,800	307,300	358,800	414,400	443,600
56	245,100	308,100	360,200	414,900	444,200
57	246,100	309,000	360,800	415,300	444,600
58	247,000	309,800	362,000	415,500	445,300
59	247,700	310,700	363,100	416,100	446,000
60	248,700	311,500	364,400	416,500	446,700
61	249,400	312,100	365,500	416,800	447,100
62	250,700	312,700	366,100	417,400	447,400
63	251,800	313,500	366,600	418,000	447,700
64	253,000	314,300	367,200	418,600	448,000
65	253,700	315,000	367,600	419,200	448,200
66	255,000	315,900	368,100	419,800	448,500
67	256,200	316,700	368,600	420,300	448,800
68	257,500	317,600	369,100	420,900	449,100
69	258,400	318,400	369,300	421,500	449,300
70	259,600	319,100	369,600	422,000	449,600
71	260,900	319,600	370,000	422,600	449,900
72	262,000	320,300	370,300	423,200	450,100
73	262,800	320,500	370,800	423,700	450,300
74	264,100	321,000	371,000	424,300	
75	265,400	321,400	371,500	424,800	
76	266,700	321,700	371,900	425,400	
77	267,600	322,200	372,200	425,900	
78	268,800	322,500	372,700	426,500	
79	270,000	323,100	373,200	427,200	
80	270,900	323,700	373,700	427,800	
81	271,700	324,300	374,200	428,100	
82	272,800	324,700	374,600	428,700	
83	273,800	325,000	375,100	429,400	
84	274,700	325,300	375,600	430,000	
85	275,700	325,500	376,000	430,400	
86	276,700	325,800	376,500	430,900	
87	277,600	326,000	376,900	431,600	
88	278,600	326,300	377,400	432,300	
89	279,900	326,600	377,900	432,500	

	90	280,800	326,900	378,400		
	91	281,800	327,100	378,900		
	92	282,600	327,400	379,400		
	93	283,400	327,600	379,700		
	94	284,100	327,800	380,100		
	95	284,900	328,200	380,600		
	96	285,600	328,600	381,000		
	97	286,300	328,800	381,500		
	98	286,900	329,100	381,800		
	99	287,500	329,500	382,300		
	100	287,900	329,900	382,700		
	101	288,400	330,100	383,300		
	102	288,800	330,300			
	103	289,200	330,500			
	104	289,500	330,700			
	105	290,000	331,100			
	106	290,600	331,300			
	107	291,000	331,500			
	108	291,500	331,800			
	109	291,900	332,100			
	110	292,200	332,400			
	111	292,500	332,700			
	112	292,800	333,000			
	113	293,000	333,200			
	114	293,200				
	115	293,600				
	116	293,900				
	117	294,100				
	118	294,500				
	119	294,900				
	120	295,300				
	121	295,500				
	122	295,700				
	123	295,900				
	124	296,200				
	125	296,600				
	126	296,900				
	127	297,100				
	128	297,300				
	129	297,600				
再任用職員		229,600	231,600	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>55歳を超える職員に係る第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 略</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>第5項の規定により50歳を超える職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員が同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した場合における昇給の号給数を2号給(55歳を超える職員にあっては、1号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 略</p>
<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に」とあるのは「<u>期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に</u>」と、<u>同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の17 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に」とあるのは、「<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の99を、12月に支給する場合には100分の107を乗じて得た額に</u>」と、<u>同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条の19 略</p> <p>2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額</p>

に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の103を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の99を、12月に支給する場合には100分の107を乗じて得た額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第4条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第13条 暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（<u>当該職員が退職をした日（60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第13条 暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p>

「7割水準額」という。)が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額)とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日(60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日の前日)の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「7割水準額」という。)が当該額に達しない場合にあっては、7割水準額)に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中職員の給与に関する条例第4条、第16条の4、第16条の7及び別表第1から別表第6までの改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(当該職員が退職をした日(60歳に達した日後における最初の4月1日までに地方公務員法第28条の2第4項に</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>

規定する他の職への降任等をされた職員にあっては、当該他の職への降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の65.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては、100分の55.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月

計額とする。

- 4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（勤勉手当）

第16条の7 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

額の合計額とする。

- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項及び第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（勤勉手当）

第16条の7 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）、12月に支給する場合には

100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の39.5（特定幹部職員にあつては、100分の49.5）、12月に支給する場合には100分の44.5（特定幹部職員にあつては、100分の54.5）を乗じて得た額の総額

3 略

4 第16条の4第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		級	級	級	級	級	級	級	級	級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額

3 略

4 第16条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		級	級	級	級	級	級	級	級	級
再任用職員以外の職員	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額

定年前再任用短時間勤務職員		1 7 3 2 3 0 0	2 1 2 9 0 0	2 4 6 1 0 0	2 6 6 7 0 0	2 7 5 1 4 0	2 8 6 4 5 0	3 0 9 0 0	3 2 7 0 0	3 6 5 0 0
---------------	--	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外	略									

再任用職員		1 8 7 7 0 0	2 1 5 2 0 0	2 5 5 2 0 0	2 7 4 6 0 0	2 8 9 7 0 0	3 1 5 1 1 0	3 5 6 8 0 0	3 8 9 0 0	4 4 1 0 0
-------	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略									

の職員										
定年前再任用短時間勤務職員		2 2 7	2 5 3	2 6 7	2 7 8	2 8 9	2 9 7	3 0 7	3 1 7	3 3 1
		2 4 0 0	2 1 0 0	2 9 0 0	2 8 0 0	2 0 6 0	2 7 7 0	2 7 7 0	2 0 0 0	

備考

- この表は、警察官に適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用		2 3 0	2 8 9	3 0 4	3 2 0	3 3 7

再任用職員		2 4 1	2 5 3	2 5 7	2 8 8	3 0 5	3 1 9	3 4 2	3 7 7	4 0 9
		2 5 0 0	2 2 0 0	2 3 6 0	2 6 1 0	2 2 8 0	2 9 9 0	2 8 9 0	2 9 9 0	

備考

この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		2 3 4	2 7 4	3 0 3	3 3 1	4 1 5

短時間勤務職員		2 0	2 9	2 4	2 0	2 0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		2 1 4	2 8 2	2 9 0	2 9 7	3 1 8
		2 8	2 4	2 2	2 7	2 6
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

		2 0	2 3	2 0	2 1	2 2
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		2 2 5	2 7 1	2 9 8	3 2 4	4 0 5
		2 2	2 1	2 1	2 4	2 2
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

備考

1・2 略

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員		2 1 3 2 8 0 0	2 4 4 2 4 0 0	2 8 3 2 9 0 0	3 1 0 2 5 0 0	3 6 5 4 4 0 0

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員		2 1 7 2 5 0 0	2 5 8 2 7 0 0	2 8 3 2 5 0 0	3 2 5 2 9 0 0	3 8 4 4 4 0 0

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略				

定年前		2	3	3	3
再任用		7	3	7	9
短時間		5	6	3	2
勤務職員		3	3	9	7
		0	0	0	0
		0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
号給		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		1 7 1 3 0 0	2 0 6 2 0 0	2 3 6 5 0 0	2 4 8 5 0 0	2 7 1 2 0 0	2 8 4 2 0 0	3 0 8 8 0 0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

再任用職員		2	3	3	4
		9	3	9	6
		6	8	3	6
		2	6	0	0
		0	0	0	0
		0	0	0	0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 級	1	2	3	4	5	6	7
		級	級	級	級	級	級	級
号給		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員	略							
再任用職員		1 8 8 7 0 0	2 1 5 3 0 0	2 4 3 5 0 0	2 5 6 9 0 0	2 8 2 1 0 0	3 2 2 8 0 0	3 6 5 0 0 0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員		2 1 4 2 7 0 0	2 3 7 2 4 0 0	2 5 5 2 1 0 0	2 6 3 2 1 0 0	2 7 4 2 8 0 0	3 0 1 2 5 0 0	3 2 0 3 3 0 0

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略							
再任用職員		2 3 5 2 1 0 0	2 5 5 2 4 0 0	2 6 2 2 6 0 0	2 7 2 8 1 0 0	2 8 9 2 1 0 0	3 2 6 2 2 0 0	3 7 0 6 3 0 0

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級

	号給	給	給	給	給	給
		料	料	料	料	料
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	月	月	月	月	月
		額	額	額	額	額
定年前再任用短時間勤務職員	略	2083100	2368200	2653300	3000200	3385300

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

	号給	給	給	給	給	給
		料	料	料	料	料
再任用職員以外の職員	略	月	月	月	月	月
		額	額	額	額	額
再任用職員	略	2296000	2316100	2779900	3243700	3444800

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>398,000円</u>	1	<u>397,000円</u>
2	456,000円	2	456,000円
3	516,000円	3	516,000円
4	596,000円	4	596,000円
5	693,000円	5	693,000円
6	791,000円	6	791,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	332,000 円
2	367,000 円
3	394,000 円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	331,000 円
2	367,000 円
3	394,000 円

3～7 略

（給与条例の適用除外等）

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の147.5」とする。

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1</p>

<p>項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号 給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>376,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項におい</p>	号 給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号 給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;"><u>375,000円</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">422,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">472,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">533,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">608,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: right;">710,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: right;">830,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項におい</p>	号 給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円
号 給	給料月額																																
1	<u>376,000円</u>																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
号 給	給料月額																																
1	<u>375,000円</u>																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																

て「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	て「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」とする。
---	---

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には<u>100分の151.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には<u>100分の136.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

5 略		5 略																																													
別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条、第4条関係)																																													
<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,153,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 <u>908,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額<u>745,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>26,200円</u></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>常勤の監査委員 月額<u>553,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>収用委員会の委員</td> <td>会長 月額 <u>26,200円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,153,000円</u>	副知事	月額 <u>908,000円</u>	教育長	月額 <u>745,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	略		選挙管理委員会の委員	委員長 月額 <u>26,200円</u>	監査委員	常勤の監査委員 月額 <u>553,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額		非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,200円</u>	略		収用委員会の委員	会長 月額 <u>26,200円</u>	略		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,151,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 <u>906,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>月額<u>744,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>26,100円</u></td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>常勤の監査委員 月額<u>552,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,000円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>収用委員会の委員</td> <td>会長 月額 <u>26,100円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,151,000円</u>	副知事	月額 <u>906,000円</u>	教育長	月額 <u>744,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	略		選挙管理委員会の委員	委員長 月額 <u>26,100円</u>	監査委員	常勤の監査委員 月額 <u>552,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額		非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,000円</u>	略		収用委員会の委員	会長 月額 <u>26,100円</u>	略	
区分	報酬又は給料の額																																														
知事	月額 <u>1,153,000円</u>																																														
副知事	月額 <u>908,000円</u>																																														
教育長	月額 <u>745,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																																														
略																																															
選挙管理委員会の委員	委員長 月額 <u>26,200円</u>																																														
監査委員	常勤の監査委員 月額 <u>553,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																																														
	非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,200円</u>																																														
略																																															
収用委員会の委員	会長 月額 <u>26,200円</u>																																														
略																																															
区分	報酬又は給料の額																																														
知事	月額 <u>1,151,000円</u>																																														
副知事	月額 <u>906,000円</u>																																														
教育長	月額 <u>744,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																																														
略																																															
選挙管理委員会の委員	委員長 月額 <u>26,100円</u>																																														
監査委員	常勤の監査委員 月額 <u>552,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																																														
	非常勤の監査委員 議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>89,000円</u>																																														
略																																															
収用委員会の委員	会長 月額 <u>26,100円</u>																																														
略																																															

第11条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に<u>100分の142</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には100分の151.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

5 略	5 略
-----	-----

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条、第9条及び第11条の規定並びに第10条の規定中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。）、任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条並びに知事等条例第2条及び第4条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第6条の規定による改正前の任期付研究員条例、第8条の規定による改正前の任期付職員条例又は第10条の規定による改正前の知事等条例の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇給に関する経過措置)

5 第3条の規定の施行の日において50歳に達している職員に係る第3条の規定による改正後の給与条例第4条第7項の規定の適用については、同項の適用を受ける他の職員との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。